

改正

平成25年8月1日条例第17号

平成27年12月22日条例第23号

令和元年12月18日条例第14号

志木市児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定により、児童福祉行政の円滑な推進を図り、及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定により、子ども・子育て支援（同法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事務を処理するため、志木市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、答申する。

- (1) 児童福祉に関し必要な事項
- (2) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉又は子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (2) 児童福祉又は子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する子どもの同条第2項に規定する保護者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども・健康部子ども支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和53年志木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成25年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第23号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日条例第14号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。